

厚生常任委員会記録

令和5年3月7日（火）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時37分

○出席委員（7名）

3番 竹内博之委員 4番 成田大介委員 6番 齋藤豪委員
9番 木村隆洋委員 20番 石田久委員 27番 宮本隆志委員
28番 下山文雄委員

○出席理事者（3名）

健康子ども部長 一戸ひとみ 子ども家庭課長 蒔苗元
国保年金課長 葛西正樹

○出席事務局職員（2名）

次長 丸岡和明 書記 附田準悦

開会に先立ち、委員会傍聴の申入れに対し、委員長において許可したところであります。

【午前10時00分 開会】

○委員長（木村隆洋委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案5件及び請願1件であります。

議案第17号 弘前市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） まず、議案第17号弘前市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

○健康子ども部長（一戸ひとみ） それでは、議案第17号弘前市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案につきましては、市内に住所を有する18歳年度末までの子供の保険診療分に係る医療費を所得にかかわらず完全無償化することから、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

資料で御説明いたしますので、資料を御覧ください。

1、弘前市子ども医療費給付条例の概要について御説明申し上げます。

本条例は、当市において行う子ども医療費給付事業の実施について、支給対象者となる子供の定義や給付の要件のほか、給付方法などの必要事項を定めているものであります。

次に、2、事業概要について御説明申し上げます。

現在行われている本事業は、市内に住所を有する子供の保険診療分に係る医療費の自己負担分について助成するものであります。

支給対象となるのは、通院の場合、出生の日から15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者、また入院の場合、出生の日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者としており、保護者の所得制限を設けた上で、医療機関での支払いを必要としない現物給付を原則として実施しております。

現物給付とは、医療機関を受診した際に子ども医療費受給資格証を提示することで医療費の窓口払いが不要となるものであります。また、受給資格証を提示せずに医療機関で医療費を支払った場合でも、市への申請により医療費が給付されることとなります。

本事業により市が給付した未就学児に係る医療費の約2分の1の額につきましては、青森県乳幼児はつらつ育成事業の補助を受けております。

次に、2ページを御覧ください。改正の内容について御説明申し上げます。

一つ目は、通院に係る医療費の給付対象者の年齢を引き上げるものです。現制度では、医療機関等への通院に係る医療費の給付対象者となる子供につきましては、出生の日から15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者としておりますが、今回の改正により、出生の日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者とするものであります。一方、入院に係る医療費の給付対象者となる子供につきましては、現制度においても、出生の日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者としておりますので、改正による変更はございません。

二つ目は、所得制限の廃止です。現制度では、給付対象者の要件として、未就学児、就学児、それぞれで保護者の所得制限を設けていましたが、今回の改正により、全ての子供の保護者について所得制限を廃止するものであります。

次に、5、改正による効果について御説明申し上げます。

子供医療費の完全無償化により、突発的に起こる子供の病気やけがに対して、経済的に心配することなく安心して医療機関を受診できることとなり、子育てしやすい環境が整備されるものと考えております。

また、移住を検討する子育て世代や当市への進出を検討する企業に対しても大きなセールスポイントであり、少子化対策や移住・定住対策にも寄与するものと考えております。

説明は以上です。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） ようやく弘前市も子供医療費が所得制限なしで18歳までを無償化ということで歓迎するものであります。

そこでちょっと質疑したいのですけれども、ここでいう、未就学児と就学児がありますけれども、その支給対象者の人数とかが分かればお願いしたいと思います。

弘前市で1年間に生まれる子供の数が1,000人ぐらいかなと思うのですけれども、そういう中で今現在、どういうふうな形になっているのかお聞きしたいと思います。

それと、これが4月からスタートするというので、どれくらいの見込み、人数でこれを予算化しているのか、できればお答えしていただきたいと思います。

○こども家庭課長（蒔苗 元） まず、現時点の給付の対象者数ということでございます。

まず、本年2月末現在の給付対象者数につきましては、未就学児が5,856人、就学児——小学生・中学生が4,740人で、合計としまして1万596人が支給の対象者となっております。

続けて、令和5年度の支給対象者の見込みということにつきましては、現在のところ、未就学児が約6,500人で、小学校入学から中学校卒業までを約9,500人、高校生につきましては約3,300人になるということで、合計で約1万9300人を支給の対象者ということで見込んでございます。

○20番（石田 久委員） 約1万9300人が対象ということで、これはすごく、今まで要求してきたのですけれども、若いお父さん・お母さんが結婚してから弘前に住まないで、隣の平川市に移るということをよく聞きます。どうしてかなと思ったら、やはり子供の医療費が無料で、そういうふうなことだから行くと。向こうに産婦人科、小児科がなくても弘前に病院があるから、すぐそこに通えるからいいということなのですけれども、子育ての政策の中で医療費の無料化というのがこれからやはり注目されると思うので、その辺について、これからも継続していただきたいと思います。

それと、あともう1点、ちょっと質疑したいのは、今、だんだん小児科とか産婦人科のところが縮小されて廃業したり、そういうところが多いのですけれども、そういう中で、例えば開業医から国立病院とか大きな病院に行くときに、例えば紹介状がなくて行った場合に、よく聞くのは、例えば国立病院に行った場合は、紹介状なしで行くと7,700円のお金を取るとか、あるいはこういう大きな病院に入院したときに、もう個室しかないというときに、本人が希望しなくてもそこしか空いていないと個室の差額ベッドとかを取られるとかということをよく聞くのですけれども、そういうところは、今回の医療費の給付の中では対象になるのか・ならないのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 給付の対象につきましてですけれども、この対象になるのは、あくまでも保険診療に係る自己負担分ということになります。そのため、保険診療の対象外となる、今お話がございました紹介状なしでの追加の料金とか、いわゆる差額ベッドとかというものにつきましては、今回の子供医療費の給付の対象とはならないというものになっております。

○28番（下山文雄委員） さっき石田委員も言っていたけれども、約1万9300人を見込んで、何ぼぐらいの予算措置をしているのか。それ、さっき石田委員が聞けば、しゃべれば聞がねきがあったけども、しゃべねもの。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 令和5年度の当初予算につきましては、総額で5億87万9000円を計上してございます。令和4年度の当初と比べまして、令和4年度の当初は3億1957万円ということですので、1億8130万9000円の増額ということで計上しているところでございます。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第18号 弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第18号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（一戸ひとみ） 議案第18号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに、1の改正理由ですが、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待の口実に使われることがある親権者の懲戒権に係る民法の規定及び児童福祉施設の長の入所児童への懲戒権に係る児童福祉法の規定が削除されることに伴い、令和4年12月16日、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準から懲戒権に関する規定を削除する改正が行われました。

弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は基準府令に従って、あるいはこれを参酌して制定しているため、基準府令の改正内容に準じて所要の改正をするものであります。

次に、2の改正内容につきましては、「懲戒権に関する規定を削除する」「附則として施行期日を定める」の2項目となります。

なお、懲戒権に関する規定は、あくまで利用児童の利益のために、児童福祉施設の長が監護・教育を行う一環として懲戒——イコールしつけですけれども、ができることを注記したにすぎないと解されておりますが、児童虐待の口実に使われることがあることや、懲らしめ・戒めという強力な権利であるとの印象を与えることから、懲戒権の削除が行われました。

また、懲戒権が削除されても、社会的に許容される正当なしつけは監護及び教育として行うことができることとされ、当該措置を取る場合には、「児童の人格を尊重する」「その年齢及び発達の程度に配慮する」「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とする規定が新たに置かれました。

懲戒権に関する規定などの見直しの全体像及び児童福祉法の改正内容につきましては、資料2に記載しております。また、条文につきましては、資料3の新旧対照表に改正部分のみを記載しておりますのでお目通しいただければと思います。

施行日につきましては、基準府令に準じて公布の日からとするものであります。

なお、補足説明がございますので、資料4を御覧ください。

子ども・子育て支援法においては、都道府県等の認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園を総称して教育・保育施設と定義しており、市町村の認可を受けた家庭的保育事業等を地域型保育事業と定義しております。

教育・保育施設及び地域型保育事業等を行う者は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村から運営に関する基準を満たすことの確認を受けることで特定教育・保育施設または特定

地域型保育事業者と定義され、施設型給付費または地域型保育給付費と呼ばれる児童の保育等に要する費用、いわゆる運営費を市町村から支給されることとなります。

説明は以上です。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○4番（成田大介委員） 懲戒権に関する規定を削除するということだったのですけれども、ここに当てはまった、そういう、虐待といえいいのか、何といえいいのかあれなのですけれども、そういう事例というのは今まであったのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 虐待と言われる事例につきましてですけれども、本市におけます虐待の状況につきましては、本年の1月、国により自治体及び園を対象とした調査が実施されてございます。その回答の結果につきましてですけれども、現在、国のほうにおきまして、どのような形で公表するのかを含めて精査をしているという段階でございます。

なお、当該調査の対象期間とされている令和4年4月から同年12月までにおいて、いわゆる不適切な保育といいますか、そういうようなものが疑われるとして市が立入検査などを行った、事実確認ということを行った事案はございませんでした。

○6番（齋藤 豪委員） 資料4のほうなのですけれども、現在、保育所、幼稚園、認定こども園というのは市内に何か所ぐらいあるのかと、この地域型保育事業というのは結局、事業所ではなくて事業を行うというふうに解釈していいのか。であれば、保育所でこういうことが行われるということなのか。そのところを少し説明していただけますか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） まず、保育所等の数ということにつきましてですけれども、現在のところ、保育所につきましては37施設、幼稚園につきましては7施設、認定こども園につきましては32施設、合計で76施設ということになってございます。

続きまして、地域型保育事業ということで、こちらのほうなのですけれども、いわゆる保育の一つのサービス形態ということで、具体的に申し上げますと、家庭的保育というものにつきましては、いろいろ段階がありまして、いわゆる利用定員が5人以下と定められて、保育する者の居宅等で行われる保育サービスの形態と。小規模保育というのが、利用定員が6人から19人までというのが定められて、施設において保育するサービスと。事業所内というのは定員の定めがなく、いわゆる事業主がそういう保育サービスを提供すると。居宅訪問というのは、乳幼児の居宅において保育するサービスということになっていまして、いわゆる保育所とか認定こども園とかの関係でいいますと、昨今、この前ありました待機児童の問題とかということにおかれまして、多様な主体が保育できるような形の仕組みを整えて、そういった待機児童の解消とか、また子供の数が少ないところにおいては保育のサービスの機能を確保するという形において、認定こども園とかと連携を取りながらこういったサービスを行っていくというような形のものになっているのが、これを総称して地域型保育事業ということで、そういった形の違いがあるということになってございます。

○6番（齋藤 豪委員） 今のお答えの中に待機児童という言葉が出てきたので、実際、弘前市に待機児童というのはいるものですか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 現在のところ、いわゆる待機児童という方はございません。ただ、保護者の方がどうしてもこの保育園でなければならないという、我々のほうでは、いわゆる保留児童と申し上げているのですけれども、そういう方は若干いるというような形になってございます。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第19号 弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第19号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

○健康子ども部長（一戸ひとみ） 議案第19号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに、1、「家庭的保育事業等」の概要についてですが、家庭的保育事業等は児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の総称であり、保育所などと同様、保育を必要とする児童の受皿となる事業であります。平成27年4月から、市区町村の認可事業として新たに制度化されたものです。

当市におきましては、これまで家庭的保育事業等の認可実績はありませんが、本条例は基準省令——家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従って、あるいは参酌して制定するものであることから、基準省令の改正がある都度、改正内容に準じて条例の改正を行っております。

なお、保育所、幼稚園及び認定子ども園については、都道府県等が条例でこれらの設置及び運営に関する基準を定めております。

それでは、2の改正理由ですが、近年、正しい知識や情報に基づいた感染症対策が重要となっていることや、保育所等において子供が巻き込まれる重大事故が繰り返し発生していることなどを受け、国が定める児童福祉施設や家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われました。

また、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待の口実に使われることがある親権者の懲戒権に係る民法の規定及び児童福祉施設の長の入所児童への懲戒権に係る児童福祉法の規定が削除されることに伴い、基準省令の懲戒権関係規定を削除する改正が行われました。

さらに、令和4年9月、静岡県において、認定子ども園の送迎用バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案が起きたことを受け、自動車の乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実にされるようにするため、基準省令の改正が行われました。

弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は基準省令に従って、あ

るいはこれを参酌して制定しているため、基準省令の改正内容に準じて所要の改正をするものであります。

次に、3の改正内容についてですけれども、全部で6項目ございます。

一つ目は、利用児童の安全確保のための計画策定等の義務化です。具体的には、施設の設備等の安全点検や児童への安全指導、職員への各種訓練や研修など児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール、いわゆる安全計画を策定すること、職員に対して安全計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等を周知することなどを義務づけるものであります。

二つ目は、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認や安全装置の装備の義務化です。具体的には、乗車・降車の際に点呼等の方法により利用乳幼児の所在確認を行うこと、並びに送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは当該自動車に車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在確認を行うことを義務づけるものです。

三つ目は、障がいのある子もない子も同じ場所で共に保育すること——インクルーシブ保育を可能とするため、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、その行う保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業等の保育室等の設備や園児の保育に直接従事する職員を併設する他の社会福祉施設等の設備や職員に兼ねることができるようにするものです。

四つ目は、懲戒権に関する規定を削除するものです。

五つ目は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務とするものです。

六つ目は、施行期日及び安全装置の装備に関する経過措置を附則で定めるものです。

条文につきましては、資料2の新旧対照表に改正部分のみを記載しておりますのでお目通しくださいませと思います。

施行日につきましては、基準省令の施行日と同じく令和5年4月1日からとするものですが、懲戒権に関する規定を削除する部分については公布の日からとするものであります。

説明は以上です。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○6番（齋藤 豪委員） 今、説明の中で、静岡県での認定こども園の送迎バスによる痛ましい事故が報道もされました。今、改正する内容を聞いたところ、送迎用の自動車への安全装置等々の義務づけもあるということで、報道では、機械をつけなさいという条例はできたと。ただ、事業者としては、機械をつけるに当たって、やっぱりそれ相応のお金がかかってくると。

そういうところは、弘前市としては何か考えているのかというところをお聞かせください。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 今ありました送迎用のバスの安全装置の装備に係ることにつきましては、ブザーの設置等に必要な経費につきましては、国から1台当たり17万5000円を上限とした補助を実施する旨の通知が先般届いたところでございます。

今後、実施内容の詳細を整理した上で、市といたしましては、令和5年度の補正予算のほうでの対応を今検討しているというようなところでございます。

なお、保育所側の、施設側につきましては4月以降、そういった形で取りかかれるようにということでの周知は行っているという状況でございます。

○6番（齋藤 豪委員） 周知のほうも徹底して行ってほしいのと、さらにそういう送迎用の自動車を有している施設というのは何か所ぐらいあるのか。最初に聞くべきところでしたけれども。

それを行ったか・行わないかというのを確認する作業というのも出てくると思うのですけれども、その辺のところは、市としてはどのように考えているのかお聞かせください。

○**こども家庭課長（蒔苗 元）** まず、バスの現状というところなのですけれども、現在、送迎しているという回答がありました24施設を対象に調査を行ってございます。その内訳なのですけれども、保育所が10施設、認定こども園が14施設という形で、職員が施設に出向いて、事故防止に係るマニュアル等の有無とか、あと子供の出欠の状況とかについて職員間で共有しているとか、あとは運転者のほかに同乗者を配置しているとか、そういったところの確認はしまして、現在のところ、全施設で適切に運行が行われているという状況を確認してございます。

そのときには、24施設で33台のバスが使用されていたという状況でございまして、今後、そちらのほうを基準に補助の対象といたしますか、そういった形の手続のほうを進めていくというような形になろうかと思っておりました。

○**4番（成田大介委員）** 私から、資料1の改正内容の(1)であります。児童の安全を確保するための計画の策定並びに云々ということで書いておりますが、私がよく現場を見てみると、やっぱり保育士の業務が非常に多忙なイメージがあるのですけれども、これを義務づけることによって、その辺のマンパワーといいますか、そういうのは問題ないのかということが一つ。

あと、私の読解力がなかったらごめんなさいですけれども、(3)のインクルーシブ保育を可能とするため、その行う保育に支障がない場合に限りということをもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○**こども家庭課長（蒔苗 元）** まず、(1)の安全計画の策定というところとマンパワーの関係性ということでございますけれども、こちらの安全計画につきましては、これまでもマニュアルとかはあったのですけれども、こうした取組を強化するというところで、説明のほうにありました、例えばですけれども、施設の設備等の安全点検とか、園外活動を含む保育所等の活動とか児童への安全指導、こうした取組についてを年間のスケジュール、いわゆる何月にはどういふことをするのか、その際に注意する点はこういったこととかとか、そういった安全指導を月ごとで、例えば3か月に区切ってとか、四半期とか、そういった区切りをつけて、そういった計画を定めるといった形を取って定期的に、その計画に基づいて実施していくと。

また、そういった計画を保護者のほうに周知していきながら実効性を高めていくということになるので、そういった計画を作成することで、職員の行動とか活動がその計画に基づいてよりの確に行われていくことで、いわゆるそういったマンパワーといいますか、そういったところの解消にもつなげていければというふうに考えてございました。

今までやっていることも改めて、こういった計画において見える化していくということを考えてございます。

また、インクルーシブのほうにつきましてはですけれども、インクルーシブというのは障がいの有無や年齢にとらわれずに全ての子供を受け入れて保育していくということなのですけれども、こちらの内容ですと、一例ですけれども、保育所と児童発達支援の事業の施設が併設されている場合において、保育所の園児と児童発達支援事業所を利用する障がい児が共に保育所の保育室において、例えば保育所の職員が保育することも可能になるというものでございます。

なお、そういった今回の改正につきましては、保育所等の設備や職員を活用して、いわゆる社会福祉のサービスを必要としている児童の社会参加への支援ということが進むようにしていくということが今回のこういった改正の背景にあるというものでございます。

○**20番（石田 久委員）** 「家庭的保育事業等」の概要についてということで資料1に書いてあ

るわけですが、これを読みますと、先ほどの説明では、これは弘前にはないということでの説明だったのだけれども、次のところに、保育園、幼稚園、認定こども園もどうのこうのと書いてあって、2の改正理由のほうに入るのでありますが、そもそも家庭的保育事業等の概要でいけば、保育所、幼稚園、認定こども園のところは今の話だと大きく注目されるわけですが、何というのですか、概要に書いているところと中身がちょっと違う感じがするなと思ったのですが、その辺についてはどうして、家庭的保育事業等の概要について、「等」が、やはり今みたいな、例えばバスの置き去りとかもあるのですが、なぜ、ここの「等」が中心でなければならないのに、ほとんどの理由を見ると、逆に保育所とか幼稚園とかこども園のお話がありましたけれども、その辺については銘柄が何か違うのではないかなと思うのですが、その辺についてはどうなのですか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 今の御質疑ですが、こちらのほう、今回の条例の一部を改正するということの内容につきましても、家庭的保育事業等、いわゆる四つの事業につきましてもこのような、同じような基準で改正を行って、こういった中で運用していくということになります。

一方、こちらの資料1にも記載しているのですが、保育所や認定こども園というのは県のほうの認可を受けているということで、同様の運営に関する基準というのも県のほうの条例で定められて、これに合わせたような形で改正が行われて、これに基づいて行われると。

どちらの保育のサービスにつきましても、このような内容のもので変わっていくというような改正が行われるという形になるものでございます。

○20番（石田 久委員） ここを見ますと、先ほど議論された議案第18号のほうにこれが入っているのだったら分かるのですが、どうして、家庭的保育事業等は弘前には何もないというような中で、どうしてこっちのほうでやったのかというのが、ちょっとその辺が分かればなということで今質疑したのですが、

これからも、国のあれが、こういうような形で政策が出されたので、これに準じてやっていくということではないのでしょうか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 議案第18号と第19号との関連性だと思いますけれども、今御審議いただいています議案第19号の条例につきましては、家庭的保育事業等に係る認可の基準を定めるということで、認可に係る設備や職員配置に関して満たすべき基準を定めているというものでございます。

一方、議案第18号の条例につきましては、運営の基準ということを定めたものでございまして、実際に保育サービスを提供するに当たってその施設や事業所が行わなければならないことや留意すべき事項など、運営上求められる規定を定めているということの関係性となってございます。

○28番（下山文雄委員） 賛否に関係のない意見ですので、この場で少し聞いてください。

今、静岡県の事故のことなんかを取り上げて、国がいろいろと改正をしたようですが、私は、送迎の運転者について、これは市でできることではないので、いろいろな機会に、皆さん方も一緒に考えて、今後は改善したほうが良いなという私の意見です。

というのは、恐らく送迎の運転者は第一種免許で行っているのではないかなというふうに思うのです。やはり今、社会情勢がいろいろ複雑化して、子供のそういうこともあるので、もう少し、一段、プロ意識のある二種免許の人たちを、やっぱり送迎の運転者に使用する、選ぶということも一つの改善策につながるのではないかなというふうに思っていますので、皆さん方、

行政指導をするに当たって、そういったこともいろいろ加味していただければいいなど。

○27番（宮本隆志委員） これを見て今気づいたのだけれども。

改正内容の中で、児童の安全を確保するというのが第一義的というか、これが主眼であるとするれば、以下の2点を努力義務とすると書いているのだよね。これ、努力義務にしたのはなぜなのか。

というのは、努力義務ということは、道路交通法と同じだけれども、努力義務の場合は罰則がないのだよね。だから、それはもっと強制力を持たせて、こういう大事なことから、何であれにしないで努力義務にとどめたのか、その理由はどうなのですか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 今お話のありました、例えば資料1の2ページの3の(2)のことだと……（「業務継続計画を策定し、職員に対して云々とか、感染症予防のための2点が努力義務ということなのでしょう、強制力を持たない。だから、それがなぜ努力義務という軽いものなのか。普通であれば条例の中できちんとうたって」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村隆洋委員） こども家庭課長、今、努力義務の部分が、何でこうなっているのか。

○27番（宮本隆志委員） 罰則がないのですよ。では頑張ります、やりますで、たとえやっていたとしても云々のはずだよ。法律の解釈でいくと、努力義務というのはたしか罰則がないはずだよ。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 今、御質疑がありました件なのですけれども、多分、議案第20号……（「いや、議案第19号の改正内容」「議案第20号のことか」「議案第19号でいいですよ」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。資料1の2ページ目、3の(5)の感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修・訓練に対するということにつきましてですけれども……（「2点だよ。以下の2点を努力義務にするとあるのではないですか。違ったか」と呼ぶ者あり）そちらを努力義務とするということで記載がございまして、こちらのほうなのですけれども、感染症や食中毒の予防、蔓延防止につきましてですけれども、家庭的保育事業等につきましても保育所等と同様に、家に一人であることができない子供が利用するということですから、原則として開所しているというのが求められていくのですけれども、そういった感染症や食中毒の予防の正しい知識とか情報を身につけることが重要ということであって、国のほうでは研修や訓練を実施することを努力義務ということで、国の通知に基づいて我々のほうも改正をするということになってございまして、詳しくはこちらのほう、努力義務の理由につきましては、申し訳ございませんけれども詳細は、国のほうからこのような形で通知があったところでございます。

○27番（宮本隆志委員） では、国のあれに従ったという、市独自ではなくてという、それだけの理由ですか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 委員のおっしゃるとおりで、今回、国の通知に従って改正しているということでございます。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第20号 弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第20号弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（一戸ひとみ） それでは、議案第20号弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに、改正理由ですが、感染症蔓延時の業務継続の課題や、近年の子供が巻き込まれる事故の多発等を受け、令和4年11月30日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改訂されたことにより、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準——国の基準といたしますが、が一部改正となりました。

弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る基準は国の基準に準じて作成していることから、新設事項を追加するなど所要の改正をするものであります。

次に、改正内容ですが、5項目ございます。

一つ目としては、安全確保に関する取組を計画的に実施するための施設の設備等の安全点検を行い、施設外活動等を含む活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導や職員の研修を実施する等、児童の安全確保に関する取組について年間スケジュール、いわゆる放課後児童クラブ等の活動安全計画を定める。

二つ目、児童が施設外での活動をするために自動車を運行する場合は、乗車・降車の際、利用者の所在を確認する。

三つ目は、支援の提供を継続的に実施するために業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行うこととし、感染症の予防及び蔓延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務とする。

四つ目としましては、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務とする。

附則として、施行期日のほかに安全計画の策定等に係る経過措置を定めるの以上5項目となります。

条文につきましては、資料2の新旧対照表に改正部分のみを記載しております。

なお、施行日につきましては、国の基準の施行日と同じく令和5年4月1日からとするものであります。

説明は以上です。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 放課後児童健全育成事業の設備とかと書いてありますけれども、弘前市の場合は、先ほどは何もないという話であったのですけれども、弘前市の場合はどのぐらいの施設があるのか。

それに対して、4月1日から施行ですので、この5項目を事業者に対して、放課後児童のほうにきちんとそれが、通達ではないですけれども、そういうものを送って、安全点検とか、そういうことも行うのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

○**こども家庭課長（蒔苗 元）** まず、放課後児童クラブの箇所数、実施数なのですけれども、現在のところ、15か所で16の支援という形で行っているものでございます。

資料のほうにも記載がありまして、資料1の改正内容の(5)に附則として、施行期日のほかに安全計画の策定に係る経過措置を定めるというものになってございまして、この安全計画の策定につきましては市の直営で、市が作成していくということになるのですけれども、令和6年3月31日までの策定の経過措置ということになってございまして、ここに記載されているもろもろの取組につきましては市の直営でやっていくということで、これから計画の策定等、またこれに基づいた活動とかを実施していくということで考えてございます。

○**委員長（木村隆洋委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第21号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○**委員長（木村隆洋委員）** 次に、議案第21号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○**健康こども部長（一戸ひとみ）** 議案第21号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、来年度の国民健康保険料率の引下げを行うための改正及び出産育児一時金の支給額の増額について改正をしようとするものであります。

改定内容を資料で御説明いたしますので、資料1の国民健康保険料率の引き下げについてを御覧ください。

今回改定を行う理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行による地域経済への影響が長引いていることに加え、物価高騰が市民の負担となっていること、及び国民健康保険財政運営の県単位化によって今後実施が見込まれる保険料率の統一に向けて、保険料の配分

比率を見直すことが必要なことから、令和5年度以降の年度分の国民健康保険料を引き下げる必要があると判断したためでございます。

改正内容の詳細について、資料2を御覧ください。

1の国民健康保険料における応能・応益割合についてであります。基礎賦課分、後期高齢支援金等賦課額ともに、これまで所得に応じて賦課される応能割部分の比率を所得とは関係なく賦課される応益割よりも高く設定しており、保険料の配分につきましては、その割合を55対45としておりましたが、今回の改定から本来の50対50に近づけるように調整をすることとし、まずは応能割を52.5、応益割の均等割を33.25、平等割を14.25、合わせて47.5を目安として配分比率を定める案といたしました。

次に、2の国民健康保険料における所得割及び保険料についてであります。国保制度では、高所得世帯は賦課限度額があり、また低所得世帯には7・5・2割の軽減制度がございますが、いわゆる中間所得層世帯ではいずれの適用も受けないことから、国保料が高いという御意見がございました。今回の料率改定では、所得割のほうへ引下げの比重を置いていますので、中間所得層世帯の保険料が最も引下げの恩恵を受けるものであります。具体的な料率は、所得割基礎賦課分を10.1%から8.8%に、後期高齢支援金等賦課額を3.6%から3.2%に引下げを行うこと、及び基礎賦課分の平等割について2万4400円から2万2600円に引き下げるものであります。

なお、この保険料率の改定案につきましては、資料3、国保運営協議会からの答申内容を改正案としたものでございます。

今回の改定案による国保料の引下げに伴い、今後、国保財政の収支が単年度で赤字となった際には、財政調整基金を取り崩して補填することとしております。

申し訳ありませんが、資料1にお戻りいただきまして、2ページ目を御覧ください。

2の出産育児一時金の支給額の増額についてであります。

国が全世代型社会保障構築会議において、少子化・人口減少の流れを大きく変えていくための少子化対策の一つとして、増加する出産費用の負担を軽減する観点から政令改正を行うものであります。その事務連絡が資料4であります。

出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月以降の支給額が42万円から50万円へと引き上げられますので、政令改正に合わせて条例の一部を改正するものでございます。

今回の引上げに伴う予算増額分に対しては、増額する8万円のうち3分の2は地方交付税措置で補填される見込みとなっており、さらに令和5年度においては1件当たり5,000円の追加補助が受けられる見込みとなっております。

なお、令和6年度以降の財政支援につきましては、後期高齢者医療制度による出産育児一時金への支援や、後期高齢者と現役世代との負担割合を国において見直すことを検討中でありませぬ。

最後に、資料5に国民健康保険条例の一部を改正する条例案に係る新旧対象表を載せてございます。御参照くださるようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） まず一つは、資料1のところですけども、この間、一般質問でも質問してきたわけですけども、今回、令和3年度の基金が約25億円と。それから、令和4年度の単年度の黒字が5億円から6億円ということで、累積のあれでいくと、令和4年度は31億円

ぐらいだと思うのですけれども、それに準じて、今回の引下げでどのぐらいの金額になるのか。たしか何億円とかになると思うのですけれども、そこについてちょっとお聞きしたいと思いません。

昨日、一般質問でやってしまったもので、あまり詳しくはあれなのですけれども、そういう中で、令和3年度は1人当たりの所得が125万円だったのですね。それから、1人当たりが79万7000円なのですけれども、令和4年のところでもし分かっていたら、このところを教えてくださいたいと思います。

弘前は国保が高いとよく言われていますけれども、弘前の1人当たりの保険料と、それから1世帯当たりの保険料を見ると、青森県内の中では大体真ん中ら辺ぐらいの推移だと思うのですよね。そういう意味では、令和4年度のほうは、そういう形でいけばどのぐらいの推移なのか、もし分かればお願いしたいと思います。

それと、あと出産育児一時金のところなのですけれども、42万円から50万円というような形になったのですけれども、できれば、実際の出産でどのぐらいの分娩費というのが、弘前市内の病院では平均でどのぐらいかかっているのか。

例えば、50万円を支給しますよというときに、その病院では46万円ぐらいだとすると、その4万円の差額というのは、何というのか、返さなければ駄目だとか、あるいは逆に深夜とか、あるいは日曜日にやると分娩費が上がったり、それからちょっと長く入院したときや、高くなった場合にその差額は個人でまた払わなければ駄目なのか、その辺について、もし分かたら教えてくださいたいと思います。

○国保年金課長（葛西正樹） まず今、御質疑いただいた基金の残高等についてでございますけれども、さきの一般質問においても部長が答弁しているところでございますが、令和5年1月末現在の基金の残高が25億7315万2135円となっております。令和4年度の補正予算として今議会に提案させていただいた積立金の追加分は3億7856万円となっておりますけれども、実際の黒字額というのは、その他の支出科目でどんどん不用額が出てまいりますので、恐らく最終的な黒字見通しは、委員がおっしゃられるように5億円から6億円というふうになっていくだろうと。

最終的な額を実際に基金のほうに積立てを行うのは、令和4年度の決算の承認を受ける9月議会で積立てをしたいなというふうに考えてございます。

その後、そういった基金の状況において、今回引下げした保険料の水準でどのぐらいの収支になるかというところを申しますと、今回、3億8000万円の基金積立金を提案させていただいて、昨年10月の国保運営協議会で説明させていただいた財政推計の時点では、今回の引下げの影響を勘案して約3億円、来年度以降、単年度赤字となるというふうに推計しております。この際の推計では、令和3年度中の所得を基に保険料収入を試算して単年度赤字が見込まれるというものであります。今年の7月に賦課する保険料では令和4年中の所得を基にまた算定していくということで、今回、燃料費等の物価高騰によって、申告される必要経費の増加等によって令和4年度の賦課所得よりも落ち込むというふうなことも想定されますので、単年度で赤字になるという額が増加していく可能性もございます。

令和5年末となる来年3月の状況に応じて、今年度のように歳入のほうが多いという場合には基金に追加したり、逆に歳出のほうが多くなれば基金を取り崩していくということとなりますけれども、国保の財政運営は30年度から県単位化となっております。引き続き市町村ごとに異なる保険料率というふうになっているのですけれども、今後、県主導によって県内市町村

の保険料率を統一していくという方向性が示されておりまして、その時期は未定となっておりますけれども、基金に対する考え方としては、保険料の統一時期が見込めないという状況では、現在の保険料を一時、保険料率を上げなくてはならない場合に、一時的に上げないといけなくなった場合の激変緩和への財源とするということと、新型コロナウイルス感染症や災害など予測できない事態による歳入不足への備えとして一定程度必要で、国保の被保険者の生活を第一として考えて、一定程度確保した上で、県や県内の他の市町村の状況を注視しながら、今後、適切な料率設定に努めてまいりたいということで考えてございます。

次の2番のところで、1人当たりの令和4年度の被保険者の所得でありますけれども、令和4年度の当初賦課時点で大体75万1000円という数字になっております。

3番目の質疑の1人当たりの保険料と世帯当たりの保険料ということで、直近で、つい今月、国保連のほうから資料が出されていまして、令和4年度の数字として、1人当たりの保険料の平均が8万9791円ということで、前年度が9万6314円でしたので、平均は大幅下がっています。その中で、弘前市が9万2134円で、40市町村中21位ということで、大体真ん中あたりというふうになっています。世帯当たりで見ますと、令和4年度で、県平均が13万7480円であるのに対して弘前市が14万3003円ということで、これも、順位でいくと40市町村中24位ですので若干、平均よりよい、順位でいくと中間よりよいほうという状況になっております。

最後に、出産育児一時金の質疑についてでございますけれども、令和3年度の実績で申し上げますと、国保での被保険者の出産費用の直接支払い制度によって医療機関から請求があった件数でいきますと、68件になっています。市全体の出生数は900件から1,000件ぐらいですので、大体7%ぐらいが国保で出産されていると。

その出産費用の平均が約43万2000円となっております。これには、先ほど委員がおっしゃったような休日、時間外とか、何らかの理由で高額出産となる費用も含んだ額で43万2000円となっております。県の平均でいくと、県のほうでは40万7000円ということで示している数字がありまして、これは通常出産の分だけ拾っているそうですので、弘前も通常出産でいくとそのぐらいの水準になるというふうに思っております。

医療機関から請求を受けた額が42万円に満たない場合は、請求があれば差額を支給しておりますけれども、その割合が、68件に対して、令和3年度実績で13件になっていますので、全体の19%になっております。

前回、平成21年に出産育児一時金の引上げを実施しているのですけれども、その際には公的病院ということで、国公立の病院の平均の出産費用を勘案した設定というふうになっておりますけれども、今回の見直しでは、出産費用が年々上昇しているという中で、個人病院とか産科クリニックを含めた全体の平均的な標準費用を賄えるようにするという観点で額のほうを設定しておりますので、全ての医療機関の平均出産費用を基に試算を行って出産費用を賄える額に設定されているということで、実際、平均が43万2000円ですので、50万円になれば、今後はあらかたの方が差額を支給されるような形になるのではないかとというふうに予測しているところでございます。

○20番（石田 久委員） 先ほど国保の1人当たりの所得のところ、令和4年度は約75万円ということでしたけれども、令和3年度は79万7000円だったものですから、やはり所得は減っているのだなという中で今回、今の状況でいくと、前は農家の方がよかったと言うけれども、もうこれからは農家の方も大変な状況になると思いますし、そういう中では、今回の国保料の引下げというのは、市民にとっては本当にいいことだなと思います。

そういう中で今回、具体的に、弘前市は国保料が高いのだということをよく言われていますけれども、さっきの答弁でいくと、40市町村のうち21番目で、大体そういう形で保険料が成り立っているのだということをしちんと押さえていきたいなというふうに思っています。

そういう意味で、本当は市民からもっと引き下げてほしいという声があるのですけれども、そういう中で事情もあると思うのですけれども、ぜひ、今回の案に対しては、速やかにこれを実現していただきたいと思っています。

それから、出産一育児時金のほうは、各病院とか開業医のほうで単価が大分違うのかなというふうに思っていましたし、今、普通分娩よりもかなり、異常分娩とかいろいろな形で、いろいろな人が多くなっているというようなことをよく聞きますけれども、そういうのも含めて、50万円の枠内になっていて、そういう形なのだということで、やはりもっといろいろなPRをしていただきたいなと思っています。

○6番(齋藤 豪委員) 今、石田委員も聞かれましたけれども、出産育児一時金なのですけれども、それこそ私も3人の出産で頂きましてありがとうございました。私の当時は、まだ25万円程度であったので、しかも結婚した若い二人にこの25万円、当時はかなりの負担でした。今現在、結局、若い御夫婦が出産されるときに50万円がかかるのだなというのを改めて今聞かされて驚いております。この出産費用に準じて、果たして弘前市内の勤労者の給与というのは、そこまで値上げされているのかなというのも危惧するところでもあります。

1点だけ。出産して退院します。出産して退院するときに支払いの明細が来ます。一時金とはいえ、一時金を頂いて支払うタイムラグはあるものですか。

○国保年金課長(葛西正樹) 前は一時的に、支払うために貸付けしたりとかというようなことをしていたと思うのですけれども、今、何年ぐらい前からかな、直接支払い制度というのをしています、結果的に、委任等の手続を経て、本人の請求分が病院から来て支払われるという仕組みになっておりまして、市に、保険者である国保のほうに請求する必要があるのは差額が出る分だけ、差額の方だけを直接、我々が請求を受けて支払うというふうにして、通常、自動的に病院のほうに支払われるような仕組みを取っておりまして、それで一時的に大きい額を立て替える必要がなくなっているという取扱いが徹底されているところです。

先ほど石田委員のほうからも、公的病院ではない病院でいろいろなサービスとか、結構高い例があるというようなお話もされていましたが、今回、少子化対策の一つとして額を上げたということもありますけれども、国では、出産についての医療機関ごとの費用の状況とか、医療機関でどういうサービスをしているかという特色だとかも併せて公表して、出産費用の見える化を進めるということを今考えておりまして、近い将来には妊婦の方々にとって、費用やサービスとかの状況を踏まえて適切な医療機関を選択できるような環境整備をしていくというような形でどんどん、サービスの向上に努めていっているところでございます。

○6番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

当時はそれこそ、出産費用を先に、出産祝い金で頂いたお金をそっちへ回したとか、そういう記憶があったので。

できるだけ速やかな、一時金とはいえ、早い支給をよろしくお願いします。

○委員長(木村隆洋委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木村隆洋委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第1号 がん治療に伴う医療用補正具（ウィッグ等・乳房補正具）の助成に関する請願書

○委員長（木村隆洋委員） 最後に、請願第1号がん治療に伴う医療用補正具（ウィッグ等・乳房補正具）の助成に関する請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはありませんか。

○28番（下山文雄委員） この請願は、意見書はなんも出さなくてもいい請願だな。どんだんだ、これ。ちょっと休憩して。

○委員長（木村隆洋委員） 暫時、休憩いたします。

【午前11時21分 休憩】

休憩中、請願の内容等について確認したところである。

【午前11時36分 開議】

○委員長（木村隆洋委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに確認したいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。
よって、本請願は採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採択した請願については、市に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本請願を市に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時37分 散会】